

【議題1：資料】

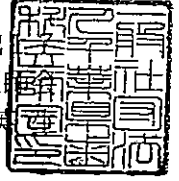
「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」の一部改正に関する資料

- ① 請願書（写）
- ② 千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例 【全文】
- ③ 「歯科口腔保健の推進に関する法律」第12条第1項の規定に基づく
「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」 【抜粋】
- ④ 災害時の対応を盛り込んでいる他県の条例
- ⑤ 災害時の医療救護活動についての協定書（県：県歯科医師会）
- ⑥ 医療救護に係る費用弁償等に関する覚書（県：県歯科医師会）
- ⑦ 千葉県地域防災計画 【抜粋】
- ⑧ 千葉県保健医療計画 【抜粋】
- ⑨ 千葉県防災基本条例 【抜粋】

平成25年11月29日

千葉県議会 議長 河上 茂 様

請願者 千葉市美浜区新港32番地
一般社団法人 千葉県歯科医師会
会長 斎藤 英



紹介議員	宇野 裕	亀田 郁夫
	石毛 之伸	信田 光保
	今井 勝	武田 正光
	鶴岡 宏祥	関 政幸
	内田 悦	

「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」の一部改正に関する請願

標記について、下記の通り請願いたします。

【請願事項】

県民の歯・口腔の健康づくりについて基本理念等を定めている「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」を改正し、災害時の迅速な歯科保健医療の提供体制の確保について明確にして頂きたい。

【請願趣旨】

「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」は平成22年2月定例会において議員発議により制定され、この条例に基づき、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とする「千葉県歯・口腔保健計画」が策定されている。計画では、歯・口腔の健康づくりが、全身の健康を増進するための重要な要素であり、日常の生活の質を高めることで健康寿命の延伸に寄与する、という趣旨にのっとり、県民に対する施策・事業が展開されており、歯科保健医療関係者の果たす役割も、さらに幅広く、重要になってきているところである。

平成7年の阪神・淡路大震災において、避難所における死亡原因の上位に肺炎、とりわけ誤嚥性肺炎があったことから高齢者の健康支援のための口腔ケアの重要性が認識され、大規模災害時における歯科保健医療対策について日本歯科医師会で検討が始まった。その成果として、平成22年8月に初めて「大規模災害時の歯科医師会行動計画」が作成され、その普及啓発に努めていたところである。

半年を待たずして発生した、平成23年3月11日の東日本大震災では、被災地である岩手県からの要請に応じ、千葉県歯科医師会では急性的な歯科疾患・口腔感染症、災害により喪失した義歯等の作成・避難救護所等の劣悪な環境下における全身の健康を守る為の口腔ケアの実施など幅広い歯科保健活動を行ったところである。この震災の経験により、災害時の口腔ケアの重要性が広く認識されたところである。平成23年8月に施行された「歯科口腔保健の推進に関する法律」の基本事項にも、災害発生時の速やかな対応の体制整備が盛り込まれており、災害時における歯科医師等の責務、及び避難所等における歯・口腔の健康づくりの推進は、条例の基本理念である「県内すべての地域で生涯を通じ最適な歯・口腔の保健医療サービスを受けられるよう環境整備を推進する」ために必要である。

この事により、「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」を改正し、上記の内容について明文化されるよう請願する。

千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例

平成 22 年 3 月 26 日条例第 24 号
(平成 22 年 4 月 1 日施行)

(目的)

第一条 この条例は、県民の歯・口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、県、歯科医師等の責務及び教育関係者、保健医療福祉関係者、県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯・口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防など県民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことにかんがみ、県民が日常生活において自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、県内すべての地域において生涯を通じて最適な歯・口腔の保健医療サービスを受けることができるよう環境整備を推進することを基本理念として行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯・口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村との連携協力等)

第四条 県は、前条に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な歯・口腔の保健サービスを実施している市町村との連携協力及び調整に努めなければならない。

(歯科医師等の責務)

第五条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に携わる者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのっとり、県が実施する歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策及び歯・口腔の保健サービスを実施している市町村に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割)

第六条 教育又は保健、医療若しくは福祉に係る職務に携わる者であって、歯・口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医師等を除く。）は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、歯・口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯・口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員の歯科健診及び保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科健診及び保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第八条 県民は、基本理念にのっとり、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、自らの歯・口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(千葉県歯・口腔保健計画の策定)

第九条 知事は、生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「千葉県歯・口腔保健計画」という。）を定めなければならない。

2 千葉県歯・口腔保健計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 歯・口腔の健康づくりに関する基本的な方針

二 歯・口腔の健康づくりに関する目標

三 歯・口腔の健康づくりに関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、千葉県歯・口腔保健計画を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ、千葉県歯・口腔保健審議会及び市町村その他関係者の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めなければならない。

4 知事は、千葉県歯・口腔保健計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本的施策の推進)

第十条 県は、県民の歯・口腔の健康づくりを図るための基本的施策として、次の各号に掲げる事項の実施を推進するものとする。

一 歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに市町村その他関係者の連携体制の構築に関すること。

二 市町村その他関係者がフッ化物応用等のむし歯の予防対策を行う場合、その効果的な実施に関すること。

三 市町村その他関係者が行う母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯・口腔の健康づくりに関すること。

四 障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯・口腔の健康づくりに関すること。

五 歯・口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び資質の向上に関すること。

六 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを図るために必要な施策に関すること。

(財政上の措置)

第十一条 県は、県民の歯・口腔^{くわく}の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の歯科疾患等実態調査の実施)

第十二条 県は、県民の歯・口腔^{くわく}の健康づくりの推進を図るための基礎資料とするため、県民の歯科疾患等の実態について必要な調査を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
(千葉県行政組織条例の一部改正)
- 2 千葉県行政組織条例(昭和三十二年千葉県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中健康福祉センター運営協議会の項の次に次のように加える。

千葉県歯・口腔保健審議会	歯・口腔の健康づくりの推進に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。
--------------	---

別表第三中健康福祉センター運営協議会の項の次に次のように加える。

千葉県歯・口腔保健審議会	会 長	一 市町村を代表する者	十五人以 内	二年
	副 会 長	二 保健医療福祉関係者を代表する者		
	委 員	三 教育関係者を代表する者		
		四 事業者又は保険者を代表する者		
		五 学識経験を有する者		

(参考)

「歯科口腔保健の推進に関する法律」第12条第1項の規定に基づく
「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」 【抜粋】

第五 その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項

三 歯科口腔保健を担う者の連携及び協力に関する事項

(～略～)

なお、災害発生時には、避難生活等における口腔内の不衛生等により生じる誤嚥性肺炎の発症等の二次的な健康被害を予防することが重要である。平時から、国民や歯科口腔保健を担う者に対して、災害時における歯科口腔保健の保持の重要性について普及啓発活動を行う等により、災害発生時に、速やかに被災者への対応が行える体制を整備することが望ましい。

○ 災害時の対応を盛り込んでいる他県の条例

① 徳島県 (H24. 2. 29 施行)

『笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例』

第 11 条 (施策の実施)

「7 障害者、介護を必要とする高齢者、入院患者、中山間地域に居住している者、被災者その他の者であって歯科医療又は定期的に歯科に係る検診を受けることが困難なものについての歯科医師等及び保健医療等業務従事者との連携の強化による歯科医療又は定期的に歯科に係る検診を受けることのできる体制づくりの支援に関すること。」

② 三重県 (H24. 3. 27 施行)

『みえ歯と口腔の健康づくり条例』

第 11 条 (基本的施策)

「7 平常時における災害に備えた歯科保健医療体制の整備及び災害発生時における迅速な歯科保健医療体制の確保に関すること。」

③ 京都府 (H25. 12. 27 施行)

『京都府歯と口の健康づくり推進条例』

第 14 条 (歯と口の健康づくりの推進のための環境の整備に関する施策)

「(6) 災害発生時における適切な歯科保健医療サービスの提供に関すること」

④ 愛知県 (H25. 3. 29 施行)

『あいち歯と口の健康づくり 8020 推進条例』

第 8 条 (基本的事項)

「7 災害発生時における迅速な歯科医療の提供体制の確保のための施策」

⑤ 岩手県 (H25. 4. 1 施行)

『岩手県口腔の健康づくり推進条例』

第 8 条 (基本的な施策)

「(7) 災害発生時における口腔の衛生の確保及び平時における災害に備えた口腔保健サービスの提供のための体制の確立に関すること。」

⑥ 福岡県 (H25. 3. 29 施行)

『福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例』

第 6 条 (基本的施策の実施)

「十 災害時における歯科口腔保健の提供体制の整備等に必要な事項」

⑦ 富山県 (H25. 9. 30 施行)

『富山県歯と口腔の健康づくり推進条例』

第 10 条 (基本的施策の推進)

「(10) 災害発生時の歯科保健医療サービスの提供体制の整備に関すること。」

⑧ 山形県 (H25. 10. 11 施行)

『やまがた歯と口腔の健康づくり推進条例』

第 10 条 (基本的施策)

「(9) 災害に備えた歯科保健医療体制の整備に関すること。」

災害時の医療救護活動についての協定書

(千葉県歯科医師会)

千葉県を甲とし、社団法人千葉県歯科医師会を乙とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、千葉県地域防災計画に基づき、甲が行う救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救護班の派遣)

第2条 甲は、千葉県地域防災計画に基づき救護活動を実施する必要がある場合は、必要に応じ乙に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(救護計画の策定)

第3条 乙は、前条第1項に定める救護活動を実施するため、災害救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害救護計画を策定するに当たっては、関係団体との密接な連携のもとに行うものとする。

(救護班の業務)

第4条 救護班は、次の業務を行う。

(1) 傷病者に対する応急措置

(2) 県が設置する避難所救護センターにおける歯科巡回診療等の実施

(防災訓練への参加)

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に関し、甲の要請に基づき参加協力するものとする。

(費用弁償)

第6条 甲の要請に基づき、乙が救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 救護班の編成、派遣に要する経費

イ 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 救護班の歯科医師等が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 防災訓練時における救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(その他)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新され、以降同様とする。

平成8年8月30日

甲 千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事 沼田 武

乙 千葉市中央区千葉港5番25号
社団法人千葉県歯科医師会
会長 尾崎 至郎

(扶助費)

第3 医療救護活動に従事したものが、そのために負傷し疾病にかかり又は死亡した場合は「災害救助法」(昭和22年法律第118号)の規定に準じて損害補償を行うものとする。

(合同訓練参加経費)

第4 合同訓練参加者に対する報酬の額は、次のとおりとする。

- ① 歯科医師 17,400円
- ② 看護師 11,400円
- ③ 歯科衛生士 11,400円
- ④ 事務等 6,800円

2 旅費、医薬品等の実費弁償及び扶助費については、第1、第2及び第3の規定を準用する。

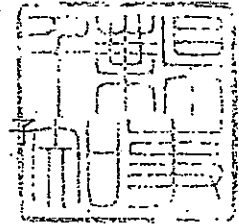
(未収金の処理)

第5 この覚書の有効期限は、平成17年3月16日から平成17年3月31日までとする。

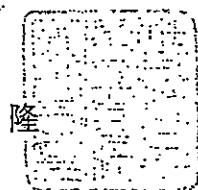
ただし、この覚書の有効期間満了の日の1か月前までに、甲・乙いずれからもなんらの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

平成17年3月16日

甲 千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事 堂本 暁



乙 千葉市美浜区新港32番地17
社団法人千葉県歯科医師会
会長 岸田 隆



医療救護に係る費用弁償等に関する覚書

千葉県（以下「甲」という。）と社団法人千葉県歯科医師会（以下「乙」という。）との間に、平成8年8月30日に締結した「災害時の救護活動についての協定」で定める費用弁償等に関し、次のとおり覚書を交換し相互にこれを遵守するものとする。

（医療救護従事者の費用弁償）

第1 医療救護活動の従事者に対する報酬の額は、1回の出勤につき、次のとおりとする。

- ① 歯科医師 21,700円
- ② 看護師 14,200円
- ③ 歯科衛生士 14,200円
- ④ 事務等 8,500円

2 医療救護活動の時間が4時間を超える場合は、次表の1時間単価に超過時間数を乗じた額を加算するものとする。

職 種	1時間単価
歯科医師	5,400円
看護師	3,500円
歯科衛生士	3,500円
事務等	2,100円

3 前1及び2項における従事時間が午後5時から同10時まで及び午前5時から同9時までの場合は、前項に規定された1時間単価に100分の25を、また、午後10時から午前5時までの場合は、100分の50により算出した額を加算するものとする。

4 旅費の支給については「職員の旅費に関する条例」（昭和29年千葉県条例第7号）に準じて算出した額とする。

（医薬品等の実費弁償）

第2 医療救護班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合は実費とする。

5 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局）

(1) 情報の収集・提供

県は、市町村、消防機関、県医師会等との連携のもとに以下について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。また、そのため、平常時から関係機関との連携を緊密に保つとともに、県防災行政無線の災害拠点病院等への整備や広域災害・救急医療情報システムの再編整備など広域的な情報ネットワークの強化・推進を図る。

- ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- イ 避難所、救護所の設置状況
- ウ 医薬品等医療資器材の需給状況
- エ 医療施設、救護所等への交通状況
- オ その他参考となる事項

(2) 医療救護活動

災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった住民に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や医療チームの派遣等により診療等を行う。

ア 実施機関

(ア) 医療救護は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

(イ) 当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

(ウ) (ア) により市町村長が行う場合は、当該市町村地域防災計画の定めるところにより実施する。

(エ) (ア) 及び (イ) により知事が行う場合は、次により実施する。

- a 県が組織する救護班
- b 日本赤十字社千葉県支部（以下「日赤県支部」という。）の長と締結した委託契約に基づき日赤県支部が組織する救護班
- c 社団法人千葉県医師会（以下「県医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県医師会が組織する救護班
- d 社団法人千葉県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県歯科医師会が組織する救護班
- e 社団法人千葉県薬剤師会（以下「県薬剤師会」という。）の長と締結した協定に基づき県薬剤師会が組織する救護班
- f 社団法人千葉県看護協会（以下「県看護協会」という。）の長と締結した協定に基づき県看護協会が組織する救護班
- g 社団法人千葉県接骨師会（以下「県接骨師会」という。）の長と締結した協定に基づき県接骨師会が組織する救護班
- h 国立病院機構で組織する救護班
- i 災害拠点病院で組織する災害派遣医療チーム(DMAT)（以下「DMAT」という。）及び救護班

<資料編4-1 日本赤十字社千葉県支部災害救護業務組織編成表>

<資料編4-2 救護班>

イ 救護班等出動の要請

(ア) 市町村長は、必要に応じて市町村立病院の救護班に出動を命じ、地区医師会長、地区歯科医師会長、日赤県支部長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 知事は、必要に応じてDMATの派遣要請を行うとともに、県救護班の出動を命じ、日赤県支部長、県医師会長、県歯科医師会長、県薬剤師会長、県看護協会会長、県接骨師会長にそれぞれ救護班の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか

(7) 災害時における医療

施策の具体的展開

〔災害医療体制の整備〕

- 県災害対策本部設置時に、健康福祉部内に県全体の医療対策を統括する「災害医療本部」を設置し、被災地域における医療機関や救護所等の状況や医療ニーズ等の情報を収集・把握するとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班の派遣要請及び配置調整、関係機関への支援要請等を行います。
- 県災害医療本部内に、県内で活動するすべてのDMATの指揮及び調整を行う「DMAT調整本部」を設置し、県内の病院等の被災情報を収集・把握するとともに、災害拠点病院や他都道府県へDMATの派遣要請、傷病者搬送のため受入病床及び搬送手段の確保等を行います。
- 行政機関、医療機関、医療関係団体等が平時から地域における災害医療対策について協議する場として、健康福祉センター（保健所）所管区域または市単位で「地域災害医療対策会議」を設置します。
- 健康福祉センター（保健所）所管区域を単位として、被災地域の救護活動を統一的に実施するための活動拠点として「合同救護本部」を設置し、被災地内の医療機関や救護所の状況、医療ニーズなどを把握・分析するとともに、派遣された救護チーム等の活動調整や物資等の支援を行います。なお、千葉市、東葛北部・南部各市、市原市にあっては市の救護本部で対応します。
- 医療救護活動を円滑に実施するため、二次医療圏ごとに医薬品や応急医療資器材等を備蓄した健康福祉センター等の地域保健医療救護拠点を整備します。
- 災害時の救護所等における医療救護活動及び被災地外の医療機関における支援体制等に関する医療救護マニュアルを整備します。

〔災害拠点病院等の整備〕

- 災害時に重症傷病者等の受入れ及び広域医療搬送等に対応するなどの医療救護活動の拠点となる災害拠点病院の施設・設備整備を図ります。
- 災害拠点病院のうち研修機能を有する基幹災害拠点病院（4箇所）を実施会場として、災害医療セミナーを開催します。

〔DMAT及び医療救護班の体制整備〕

- 大災害等の発生直後の急性期*（概ね48時間以内）に医療救護活動を開始できる機動性を持ったDMATを確保していますが、今後、すべての災害拠点病院に整備するなどDMATの派遣体制の更なる整備を図ります。
- なお、患者を被災地外に搬送するための広域医療搬送拠点や、拠点内に患者を一時収容する航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）*を迅速に設置できるよう、DMATとの訓練を通じて、更なる体制整備を図ります。
- 県立病院、日本赤十字社、国立病院機構*等において医療救護班を編成する他、災害時の医療救護活動についての協定に基づき、千葉県医師会（JMAT）、千葉県歯科医師会、千葉県看護協会、千葉県接骨師会、千葉県薬剤師会及び災害拠点病院に対し、医療救護班の出動を要請することとしています。

(参考)

「千葉県防災基本条例（平成26年4月1日施行）」

【抜粋】

第二章 災害予防対策

（体制の整備）

第三十三条 県は、国、他の都道府県、市町村、報道機関、医療機関その他の関係者と連携して、災害に関する情報の収集及び伝達に係る体制、被災者に対する医療に係る体制その他の防災に関する必要な体制を整備するものとする。

第三章 災害応急対策

（体制の整備）

第四十三条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、国、市町村その他の関係者と連携して、被災者の避難並びに救出及び救護、物資等の供給その他の災害応急対策の円滑な実施のために必要な体制を直ちに整えるものとする。

第四章 災害復旧・復興対策

第四十六条

3 県は、災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、事業者、ボランティア、国、市町村その他の関係者と連携して、これらに必要な体制を整備するとともに、復旧及び復興に係る対策を的確に実施するものとする。